

表 8 昭和53年度短期給付額

種 別	件 数	金 額	組 合 員 1 人 当 たり 給 付 額	
法 定 給 付	療 養 の 給 付	147,357	1,710,879,455	
	家 族 療 養 の 給 付	218,981	1,650,447,836	
	療 養 費	1,342	8,330,350	
	家 族 療 養 費	1,624	7,929,562	
	高 額 療 養 の 給 付	1,425	54,561,471	
	高 額 療 養 費	1,836	59,209,239	
	薬 剤 支 給	6,583	25,673,965	
	看 護 料	11	1,036,940	
	移 送 料	2	46,670	
	小 計	379,161	3,518,115,488	159,595
給 付	出 産 費	376	56,371,996	
	配 偶 者 出 産 費	241	29,559,221	
	育 児 手 当 金	603	1,447,200	
	埋 葬 料	38	8,924,325	
	家 族 埋 葬 料	151	28,405,552	
	傷 病 手 当 金	143	24,114,784	
	出 産 手 当 金	5	1,550,006	
	災 害 見 舞 金	7	2,341,740	
	小 計	1,564	152,714,824	6,927
	法 定 給 付 合 計	380,725	3,670,830,312	1,665,222
附 給 付	医 療 給 付			
	家 族 療 養 費	192,005	289,231,700	
	入 院 附 加 金	2,599	14,133,600	
小 計	194,604	303,365,300	13,761	
加 給 付	出 産 費	373	4,184,404	
	配 偶 者 出 産 費	241	4,072,004	
	育 児 手 当 金	601	3,542,000	
	埋 葬 料	32	483,528	
	家 族 埋 葬 料	151	2,504,127	
	傷 病 手 当 金	55	9,939,551	
	災 害 見 舞 金	8	1,535,874	
	結 婚 手 当 金	363	15,525,000	
小 計	1,824	41,786,488	1,895	
附 加 給 付 合 計	196,428	345,151,788	15,657	
短 期 給 付 総 計	577,153	4,015,982,100	182,180	

二、退職後の医療

共済組合員が退職して組合員でなくなった場合、一定の条件を満たしているときは、「継続療養」という制度があり、退職後も療養を受けることができる。

また、退職した後、再就職しないときは、国民健康保険に加入することになるが、この保険料は前年の収入額を基礎として算出されるため、保険料は

翌年に限り高額となる。この退職後の高額負担及び給付の不均衡等から、希望すれば「任意継続組合員」の制度があり、退職後二年間は、一定の制限のもとに、組合員当時と同様の給付を受けられることとなっている。

ところで、退職した後の医療であるが前記の「継続療養」、「任意継続組合員」の二つの方法の他に、民間の会社に再就職し、健康保険に加入した場合と再就職せず、国民健康保険に加入する場合の二つの制度がある。

(1) 健康保険制度

健康保険の被保険者

健康保険は、わが国で最も古い医療保険制度である。健康保険の被保険者となるのは、常時五人以上の従業員を使用する事業所と、それ以外の事業所で認可を受けたものに使用される者、と定められている。したがって、退職した人が会社等に勤めた場合、常勤であれば、必ず健康保険に加入することとなり、健康保険の給付を受けることとなるが、従業

(2) 健康保険の内容

健康保険の給付内容は、共済組合で行っている短期給付とほぼ同じである。ただし、共済組合にあつたいろいろな「附加給付」などはない。健康保険の保険料は、共済組合の掛金と違って本俸ではなく、標準報酬月額に一定の保険料率を乗じた額とされている。

保険料率の本人負担率は、政府管掌健康保険では、千分の四十と定められている。また組合管掌健康保険の場合は、最高千分の四十として、各組合ごとに定められている。

(3) 健康保険の被扶養者

退職し、再就職しない場合に、家族すなわち配偶者、息子、娘などの被扶養者になり、療養に備えるケースもある。

しかし、共済組合の被扶養者の認定と同様に、健康保険の被扶養者となることができるのは、被保険者の配偶者、父母等の直系尊族、子、孫弟妹、同一世帯の三親等内の親族までで、すべて「主として被保険者によって生計を維持していること」が要件となっている。

この生計を維持するということの解釈はむずかしい点であるが、生計費のなかば以上を、被保険者に依存